

「国家資格者等・監理技術者一覧」様式の廃止について

令和2年3月1日

建設業法施行規則の一部を改正する国土交通省令第8号により、建設業法施行規則の改正がありました。(令和2年2月20日公布、令和2年4月1日施行)

この改正により、これまで提出いただいていた「国家資格者等・監理技術者一覧」(様式第十一号の二)及び確認資料については、提出が不要となりますので、お知らせします。

(1) 国家資格者等・監理技術者一覧(様式第十一号の二)
様式が削除されます(提出不要)。

(2) 上記にかかる確認資料(資格者証、監理技術者証など)
様式削除に伴い、確認資料も提出不要となります。

(3) 手引きの表記削除について
「建設業許可(申請・変更)の手引 平成31年度(第2版)」の以下のページについて、
国家資格者等・監理技術者に関する表記は削除となります。

目次、P19、20、22、23、32、38、51、59、73、76、77、86、88、89

(4) 提出書類の変更開始日について
令和2年4月1日より施行となります。
この日以降の申請・届出については、上記の書類は提出不要となります。